今後の日本における介護人材需要とインドネシア人介護福祉士への期待

1.外国人介護人材特命チームの取組状況		1
2.日本における今後の介護人材の必要数見込		2
3.外国人介護人材受入れへ向けた展望と、インドネシブ	7人介護福祉士への期待	3
(参考)日本における介護人材受入れの仕組み		

1.外国人介護人材特命チームの取組状況



2019 (令和元) 年度より「外国人介護人材特命チーム」を設置し、外国人材にかかる制度対応 とともに、人材確保の観点のみならず、多文化共生の地域社会づくりに向けて果たすべき社会 福祉法人の役割を検討(社会福祉法人全国経営者協議会 会員法人数 7,885法人)

情報プラットホーム 「外国人材拡大プレイス」の運営

外国人材を受け入れる事業所、送出機関、 監理団体、人材紹介会社、日本語学校等 が会員となり、外国人材受入等に関する 情報収集や、あっせん等のマッチングが 行えるプラットホームを2020(令和2) 年度より開設・運用している



https://www.humanplace.jp/

外国人材受入に関する ガイドライン等による取組促進

全国経営協会員法人において、外国人材 の適正・円滑な受入れに資するよう、受 入に際してチェックすべきポイント等を 整理し、資料や動画で情報提供





2. 日本における今後の介護人材の必要数見込

介護職員の必要数見込

- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・2023年度には約233万人(+約22万人(5.5万人/年))
 - ・2025年度には約243万人(+約32万人(5.3万人/年))
 - ・2040年度には約280万人(+約69万人(3.3万人/年))

となった。

- ※ () 内は2019年度 (211万人) 比
- ※ 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち 従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。
- □ 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



- 注1) 2019年度(令和元年度)の介護職員数約211万人は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による
- 注 2)介護職員の必要数(約233万人・243万人・280万人)については、足下の介護職員数を約211万人として、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量(総合事業を含む)等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。
- 注3)介護職員数には、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を含む。
- 注4) 2018年度(平成30年度)分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があった。このため、同調査の変更前の結果に基づき必要数を算出している 第7期計画と、変更後の結果に基づき必要数を算出している第8期計画との比較はできない。

3.外国人介護人材受入れへ向けた展望と、インドネシア人介護福祉士への期待



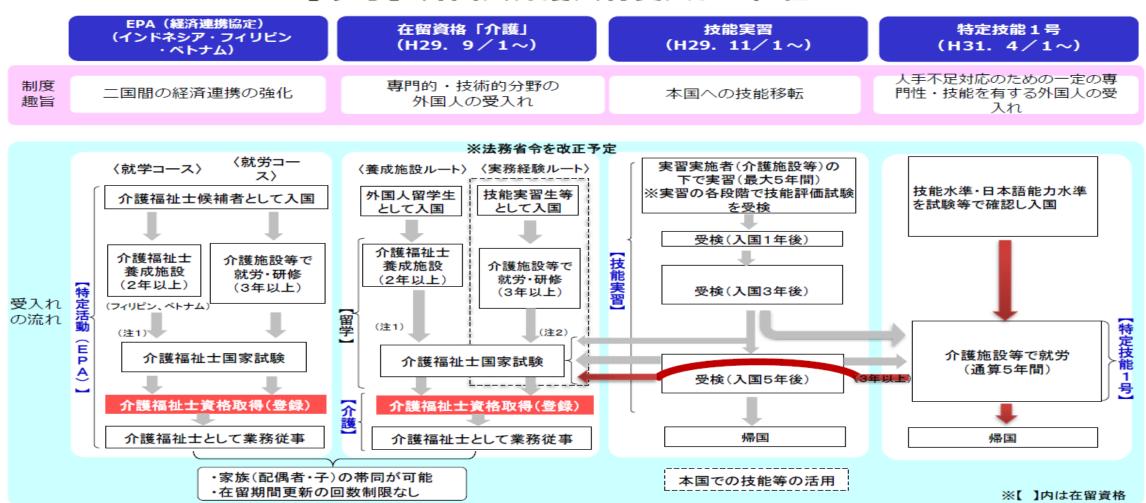
- ●外国人介護人材に係る制度設計について
 - 技能実習を含め在留資格それぞれについて、外国人の人生設計・就労意向等にマッチする制度設計が求められる。
 - 在留資格間の関係について、技能実習の上位在留資格が特定技能であるような、誤って理解している実態がある。外国人の人生設計・就労意向等を踏まえた、適切な実習・就労が図られるよう、制度の趣旨を含め、その違いについて理解促進を図る必要がある。
- ●介護福祉士国家資格の取得について
 - EPA、特定技能ともに、日本の介護福祉士試験受験のチャンスが1,2回しかない。不合格の場合でも、受入施設・事業所と外国人材双方のニーズを満たす形で、就労継続・再受験ができることが必要。
- ●留学生を含めた外国人材との多文化共生の推進について
 - ・自治体を巻き込んで補助金制度の整備等を含め、安定した生活基盤のもと、地域で安心して生活できる環境づくりを 進めることが必要。
- ●インドネシア人介護職員・介護福祉士への期待
 - 利用者のペースにあったケア、多様性を尊重する文化、インドネシアの人にあった職場環境整備、学習環境整備を進めて行きますので、多くのみなさんと、ぜひ、日本でお会いできることを期待しています。

ご清聴ありがとうございました。

(参考資料) 日本における外国人介護人材受入れの仕組み



【参考】外国人介護人材受入れの仕組み



- (注1)平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。
- (注2)「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を 受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。